

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年4月1日改定）

■自動払込み規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>8 料金</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>自動払込みについては、当行所定の自動払込みの料金を次によりいただきます。</u></p> <p>①～②（略）</p>	<p>8 料金</p> <p><u>（1）自動払込みの利用に当たっては、当行所定の料金を収納加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。</u></p> <p><u>（2）自動払込みに係る請求（前条第1項の請求を含みますが、これに限られません。）の受付に当たっては、前項とは別に当行所定の料金を次によりいただきます。</u></p> <p>①～②（同左）</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>平成29年1月4日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>

■振替規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 電信振替</p> <p>（1）払出書による電信振替の請求は、次により取り扱います。</p> <p>①～②（略）</p> <p><u>③ 当行から承認を受けた一般口座の加入者がする電信振替の請求は、①にかかわらず、記名押印（又は署名）をした当行所定の払出書とともに、当行の指定するところにより、当行所定の事務センターに電信振替の金額その他必要事項を当行所定の記録媒体に記録して提出し又は当行所定の方法により電信により通知して行うことができます。</u></p> <p>④（略）</p> <p>（2）～（3）（略）</p>	<p>3 電信振替</p> <p>（1）払出書による電信振替の請求は、次により取り扱います。</p> <p>①～②（同左）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>③（同左）</p> <p>（2）～（3）（同左）</p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この改正規定の実施の際、現に当行から承認を受けた一般口座の加入者がする電信振替を利用している場合又は当行が必要と認める場合は、2022年3月31日までは、なお当該電信振替について第3条第1項①にかかわらず、記名押印（又は署名）をした当行所定の払出書とともに、当行の指定するところにより、当行所定の事務センターに電信振替の金額その他必要事項を当行所定の記録媒体に記録して提出し又は当行所定の方法により電信により通知して行うことができるものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において当該電信振替の利用の終了並びに総合振込・給与振込規定の適用に係る同意及び総合振込・給与振込規定第2条（利用の申込み）第1項の申込みに係る意思表示があったものとみなします。</u></p> <p><u>① ゆうちょBizダイレクトの利用の申込み（ゆうちょBizダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第1項の申込みをいいます。）又は当該電信振替に係る依頼情報の提出方法を当行所定の方法に変更する届出があった場合</u></p> <p><u>② 2022年3月31日を経過した場合（依頼情報の提出方法としてDVD又は帳票を選択している加入者に限ります。）</u></p>

■自動払出預入規定を廃止する規定

（下線の部分は改定箇所）

改廃前	改廃後
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>自動払出預入規定は、廃止します。</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改廃前	改廃後
	<p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規定の実施の際、現に自動払出預入規定により自動払出預入を利用している場合又は当行が必要と認める場合は、2022年3月31日までは、なお同規定により取り扱うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において自動払出預入の利用の終了並びに総合振込・給与振込規定の適用に係る同意及び総合振込・給与振込規定第2条（利用の申込み）第1項の申込みに係る意思表示があったものとみなします。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>① ゆうちょBizダイレクトの利用の申込み（ゆうちょBizダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第1項の申込みをいいます。）又は自動払出預入に係る依頼情報の提出方法を当行所定の方法に変更する届出があった場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>② 2022年3月31日を経過した場合（依頼情報の提出方法としてDVD又は帳票を選択している加入者に限ります。）</u></p>

■自動払出給与預入規定を廃止する規定

（下線の部分は改定箇所）

改廃前	改廃後
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>自動払出給与預入規定は、廃止します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（実施期日）</u></p> <p><u>1 この規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（経過措置）</u></p> <p><u>2 この規定の実施の際、現に自動払出給与預入規定により自動払出給与預入を利用している場合又は当行が必要と認める場合は、2022年3月31日までは、なお同規定により取り扱うものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その時点において自動払出給与預入の利用の終了並びに総合振込・給与振込規定の適用に係る同意及び総合振込・給与振込規定第2条（利用の申込み）第1項の申込みに係る意思表示があったものとみなします。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>① ゆうちょBizダイレクトの利用の申込み（ゆうちょBizダイレクト規定第2条（利用の申込み等）第1項の申込みをいいます。）、又は自動払出給与預入に係る依頼情報の提出方法を当行所定の方法に変更する届出があった場合</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>② 2022年3月31日を経過した場合（依頼情報の提出方法としてDVD又は帳票を選択している加入者に限ります。）</u></p>

■振替貯金口座規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>24 受払通知</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当行が業務の遂行上支障がないと認めるときは、次のいずれかの取扱いを受けることができます。ただし、②の取扱いについては、前項の通知票及び書類の合計枚数が当行所定の枚数を超える場合は、前項により通知します。</p> <p style="padding-left: 2em;">① (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">② 前項の通知及び書類の送付に代えて払込みの内容を<u>ダイレクトサービス（ゆうちょダイレクト規定第1条（ゆうちょダイレクト）③に規定するダイレクトサービスをいいます。）</u>により当行所定の方法で通知する取扱い</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p>24 受払通知</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当行が業務の遂行上支障がないと認めるときは、次のいずれかの取扱いを受けることができます。ただし、②の取扱いについては、前項の通知票及び書類の合計枚数が当行所定の枚数を超える場合は、前項により通知します。</p> <p style="padding-left: 2em;">① (同左)</p> <p style="padding-left: 2em;">② 前項の通知及び書類の送付に代えて払込みの内容を<u>インターネット経由</u>により当行所定の方法で通知する取扱い</p> <p>(3)～(7) (同左)</p>
<p>25 特殊取扱</p> <p>(1) 払込金、振替金又は振込金の振替口座（<u>②から⑩</u>までの取扱いについては、総合口座を除きます。）への受入れ等に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>① 電信払込み（払込み規定第2条（払込みの種類）に規定する電信払</u></p>	<p>25 特殊取扱</p> <p>(1) 払込金、振替金又は振込金の振替口座（<u>①から⑨</u>までの取扱いについては、総合口座を除きます。）への受入れ等に係る特殊取扱として、次の取扱いを請求することができます。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>（削除）</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p><u>込みをいいます。以下この①及び②において同じとします。）（払込人及び払込金を受け入れる一般口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカード（⑥において「払込専用カード」といいます。）による電信払込みを除きます。）により払込金を受け入れた場合、電信振替（振替規定第1条（適用範囲）に規定する電信振替をいいます。以下この①及び②において同じとします。）（自動払出し規定による自動払出し及び自動送金規定による自動送金に係る電信振替を除きます。）により振替金を受け入れた場合又は為替による振込金を受け入れた場合に、払込人若しくは電信振替を請求した加入者の住所及び氏名又は振込人氏名、口座受入金額をファクシミリにより通知する取扱い</u></p> <p>② 電信払込みにより払込金を受け入れた場合、電信振替により振替金を受け入れた場合又は為替による振込金を受け入れた場合に、払込人、電信振替を請求した加入者又は振込人の氏名、口座番号（自動払出し規定による自動払出しに係る電信振替により振替金を受け入れる場合に限り、）及び口座受入金額を加入者の設置する当行所定の端末設備に電信により通知する取扱い</p> <p>③ （略）</p> <p>④ （略）</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 当行の承認を受けた加入者に払込専用カードを一の一般口座につき100枚以上を発行することを条件として発行して交付する取扱い</p> <p>⑦ 連動振替決済サービス（ゆうちょダイレクト規定第14条（連動振替決済サービス）第1項に規定する連動振替決済サービスをいいます。以下この⑦において同じとします。）について、収納機関（同項に規定する収納機関をいいます。）が電信により通知するカナ氏名と連動振替決済サービスの請求をしようとする利用者（同規定第2条（利用の申込み等）第2項に規定する利用者をいいます。）のカナ氏名を照合のうえ、連動振替決済サービスによる振替金を受け入れる取扱い</p> <p>⑧ （略）</p> <p>⑨ （略）</p> <p>⑩ （略）</p> <p>⑪ ①から⑩までに準ずる取扱いとして当行が別に定めるもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>③ 第1項①の取扱いにおいて、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、普通扱いの郵便により通知します。ただし、総合口座に払込金、振替金又は振込金を受け入れた場合に、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、通知しません。</u></p> <p>④ 第1項③については、払込金を受け入れた日から起算して15日、同項⑧については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して5年、同項⑨及び⑩については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の請求はできません。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>① 電信払込み（<u>払込み規定第2条（払込みの種類）に規定する電信払込みをいいます。附則において同じとします。）</u>により払込金を受け入れた場合、電信振替（<u>振替規定第1条（適用範囲）に規定する電信振替をいいます。以下この①及び附則において同じとします。）</u>により振替金を受け入れた場合又は為替による振込金を受け入れた場合に、払込人、電信振替を請求した加入者又は振込人の氏名、口座番号（自動払出し規定による自動払出しに係る電信振替により振替金を受け入れる場合に限り、）及び口座受入金額を加入者の設置する当行所定の端末設備に電信により通知する取扱い</p> <p>② (同左)</p> <p>③ (同左)</p> <p>④ (同左)</p> <p>⑤ 当行の承認を受けた加入者に払込専用カード（<u>払込人及び払込金を受け入れる一般口座を特定するために必要な事項を電磁的方式によって記録したカードをいいます。附則において同じとします。）</u>を一の一般口座につき100枚以上を発行することを条件として発行して交付する取扱い</p> <p>⑥ 連動振替決済サービス（ゆうちょダイレクト規定第14条（連動振替決済サービス）第1項に規定する連動振替決済サービスをいいます。以下この⑥において同じとします。）について、収納機関（同項に規定する収納機関をいいます。）が電信により通知するカナ氏名と連動振替決済サービスの請求をしようとする利用者（同規定第2条（利用の申込み等）第2項に規定する利用者をいいます。）のカナ氏名を照合のうえ、連動振替決済サービスによる振替金を受け入れる取扱い</p> <p>⑦ (同左)</p> <p>⑧ (同左)</p> <p>⑨ (同左)</p> <p>⑩ ①から⑨までに準ずる取扱いとして当行が別に定めるもの</p> <p>(2) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ 第1項②については、払込金を受け入れた日から起算して15日、同項⑦については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して5年、同項⑧及び⑨については、払込金を受け入れた日又は預り金を払い出した日から起算して10年を経過した場合は、その特殊取扱の請求はできません。</p> <p>④ (同左)</p>
<p>40 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する</p>	<p>40 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。	掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u>
(2) (略)	(2) (同左)
(略)	(同左)
<p>附 則 (実施期日)</p> <p>この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 (実施期日)</p> <p><u>1</u> この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この改正規定の実施の際、現に、<u>電信払込み（払込専用カードによる電信払込みを除きます。）</u>により払込金を受け入れた場合、<u>電信振替（自動払出し規定による自動払出し及び自動送金規定による自動送金に係る電信振替を除きます。）</u>により振替金を受け入れた場合又は為替による振込金を受け入れた場合に、<u>払込人若しくは電信振替を請求した加入者の住所及び氏名又は振込人氏名、口座受入金額をファクシミリにより通知する取扱いを利用しているときは、2020年3月31日までは、引き続き利用できるものとします。この場合、当行所定の方法により当行所定の料金をいただきます。</u></p> <p><u>なお、この取扱いにおいて、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、普通扱いの郵便により通知します。ただし、総合口座に払込金、振替金又は振込金を受け入れた場合に、加入者の設置するファクシミリの故障その他の事由により通知ができなかったときは、通知しません。</u></p>

■貯金等共通規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>10 預入限度額超過時の措置</p> <p>(1) 郵政民営化法に規定する預入限度額（この項、次項及び第3項において「預入限度額」といいます。）を超過した場合には、当行は、預金者に通知することにより、預入限度額以内に貯金を減額するために必要な限度において、次の預金者の区分により当該区分に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>① 通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限り、）の預金者</p> <p>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項及び第5項の規定にかかわらず、オートスウィング基準額（<u>スウィング規定第5条（オートスウィング）</u>に定めるオートスウィング基準額をいいます。この①及び第3項において同じとします。）を、<u>貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な金額（0円以上の金額とし、1万円未満の端数は付けません。）に変更します。ただし、オートスウィング基準額を0円にしてもなお預入限度額を超過する場合には0円とします。</p> <p>② (略)</p> <p>(2) 前項①に掲げる措置を講じてもなお<u>貯金</u>の総額が預入限度額を超過する場合には、当行は、当該措置に加え、同項②に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>(3) 第1項①に掲げる措置を講じた場合、預金者は、<u>貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な限度において、総合口座取引規定第21条（オートスウィング基準額の変更）に定める手続に従って、オートスウィング基準額を変更することができます。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>10 預入限度額超過時の措置</p> <p>(1) 郵政民営化法に規定する預入限度額（この項、次項及び第3項において「預入限度額」といいます。）を超過した場合には、当行は、預金者に通知することにより、預入限度額以内に貯金を減額するために必要な限度において、次の預金者の区分により当該区分に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>① 通常貯金又は通常貯蓄貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限り、）の預金者</p> <p>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項及び第5項の規定にかかわらず、オートスウィング基準額（<u>総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第4項</u>に定めるオートスウィング基準額をいいます。この①及び第3項において同じとします。）を、<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な金額（0円以上の金額とし、1万円未満の端数は付けません。）に変更します。ただし、オートスウィング基準額を0円にしてもなお預入限度額を超過する場合には0円とします。</p> <p>② (同左)</p> <p>(2) 前項①に掲げる措置を講じてもなお<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金</u>の総額が預入限度額を超過する場合には、当行は、当該措置に加え、同項②に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>(3) 第1項①に掲げる措置を講じた場合、預金者は、<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な限度において、総合口座取引規定第21条（オートスウィング基準額の変更）に定める手続に従って、オートスウィング基準額を変更することができます。</p> <p>(4) (同左)</p>
<p>12 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する</p>	<p>12 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (略)	示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成29年1月4日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2019年4月1日</u> から実施します。

■総合口座取引規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 利用の申込み (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前項の申込みをしたときは、<u>スウィング規定第5条（オートスウィング）</u>の利用の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、<u>同条に規定するオートスウィング基準額（次項及び第21条において「オートスウィング基準額」といいます。）</u>を指定してください。</p> <p>(5) オートスウィング基準額は、<u>貯金</u>の総額が郵政民営化法に規定する預入限度額（第21条第2項において「預入限度額」といいます。）以内となるために必要な金額の範囲内で指定してください。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>3 利用の申込み (1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前項の申込みをしたときは、<u>オートスウィング（通常貯金及び振替貯金（前項により申し込まれた振替貯金に限ります。以下同じとします。）の間で、貯金の残高又は貯金の状況に応じて、所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いをいいます。以下同じとします。）</u>の利用の申込みがあったものとして取り扱います。この場合、<u>オートスウィング基準額（次項により預金者があらかじめ指定した金額をいいます。次項、次条及び第21条において同じとします。）</u>を指定してください。</p> <p>(5) オートスウィング基準額は、<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金</u>の総額が郵政民営化法に規定する預入限度額（第21条第2項において「預入限度額」といいます。）以内となるために必要な金額の範囲内で指定してください。</p> <p>(6) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>4 オートスウィング</u></p> <p><u>(1) オートスウィングは、次の場合に通常貯金及び振替貯金の間で振替を行います。</u></p> <p><u>① 通常貯金から振替貯金への振替</u></p> <p><u>A 通常貯金の現在高がオートスウィング基準額を超えた場合（第8条に係る預入並びにこの項②B及び次項④に基づく取扱いによってオートスウィング基準額を超えたときを除きます。）</u></p> <p><u>B 振替貯金の現在高が電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額（預金者において電信振替、振込又は払出しの料金を負担する場合には、当該料金の額を含みます。）に満たない場合</u></p> <p><u>② 振替貯金から通常貯金への振替</u></p> <p><u>A 通常貯金の現在高がオートスウィング基準額を下回った場合（この項①B及び次項②に基づく取扱いによって下回った場合を除きます。）</u></p> <p><u>B 通常貯金の現在高（通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。以下同じとします。）による預入に係る通常貯金（当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過しないもの）に限ります。以下このB及び次項①において「証券等による預入に係る貯金」といいます。）の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額。以下次項④において同じとします。）が払戻し（この項①B及び次項②に基づく取扱いに係る払戻しを除きます。）の請求金額に満たない場合</u></p> <p><u>(2) オートスウィングによる振替の金額は、次のとおりとします。</u></p> <p><u>① 前項①Aの場合</u></p> <p><u>オートスウィング基準額を超える額（証券等による預入に係る貯金の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
	<p style="text-align: center;"><u>預入に係る貯金以外の貯金の額）に相当する金額</u></p> <p>② <u>前項①Bの場合</u> <u>電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額と振替貯金の現在高との差額に相当する金額</u></p> <p>③ <u>前項②Aの場合</u> <u>オートスウィング基準額と通常貯金の現在高との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たないときは、当該貯金の現在高に相当する金額）</u></p> <p>④ <u>前項②Bの場合</u> <u>通常貯金の現在高と払出しの請求金額との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たない場合で、かつ、第8条に係る取扱いを行うことが可能な最高額と当該振替貯金の現在高に相当する金額との合計額が、当該差額に相当する金額以上の場合、当該振替貯金の現在高に相当する金額）</u></p> <p><u>(3) オートスウィングによる通常貯金の払戻し又は振替貯金の払出しについては、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</u></p>
<p>4 自動貸付担保貯金の預入等 (1)～(5) (略) (6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（定期貯金にあっては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限ります。）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限ります。）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第6条第1項の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。 (7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等 <u>（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）</u>）による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（<u>日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）</u>）（以下「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行うこととなるときは、当該指定日に係る預入はいたしません。 (8) (略)</p>	<p>5 自動貸付担保貯金の預入等 (1)～(5) (同左) (6) 第1項及び第3項のほか、自動貸付担保貯金（定期貯金にあっては定期貯金規定第4条（継続預入の取扱い）に係るものに限ります。）の預入は、預金者が指定する日（当行所定の期間内に限ります。）（以下「指定日」といいます。）に、通常貯金の払戻金を振り替えてすること（以下この項及び第8項において「この取扱い」といいます。）ができます。この場合、当行所定の書類にこの取扱いに係る指定日、預入金額その他の必要事項を記入し、本支店等に提出してください。なお、この取扱いによる通常貯金の払戻しに関しては、第7条第1項の規定にかかわらず、通常貯金の通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。 (7) 前項の指定日における払戻しの際、通常貯金の現在高（証券等による預入に係る貯金で、当該預入の日から起算して4日（<u>日曜日等</u>がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでのものを除きます。）が預入金額に満たないとき又は第5項で定める限度の件数を超える自動貸付担保貯金の預入を行うこととなるときは、当該指定日に係る預入はいたしません。 (8) (同左)</p>
<p>5 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金 (略)</p>	<p>6 預入期間等が経過した自動貸付担保貯金 (同左)</p>
<p>6 貯金の払戻し (略)</p>	<p>7 貯金の払戻し (同左)</p>
<p>7 国債等担保自動貸付けの利用申込み (1) <u>国債等担保自動貸付けは、次の場合において請求することができます。</u> ① <u>国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）において国債等の取得の申込みをする者が、当該申込みの際（取得の申込みと同時に国債等振替口座の開設の申込みをする場合に限り、同時に国債等振替口座の開設の申込みをする場合に限ります。）に、通帳を添えて、当該国債等を自動貸付担保国債等とする場合（その際、当行所定の方法により、自動貸付け専用加入通帳を交付します。）</u> ② <u>既に国債等振替口座の開設を受けている者が、当該国債等振替口座に係る加入通帳（国債等振替口座規定第4条（国債等振替口座に記録されている事項の証明）の加入通帳をいいます。以下同じとします。）及び通帳を添えて、当該国債等振替口座に係る国債等を自動貸付担保国債等とする場合（その際、自動貸付け専用加入通帳に当該自動貸付</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p style="text-align: center;"><u>担保国債等とする国債等を記入のうえ、当行所定の方法によりこれを交付します。)</u></p> <p><u>(2) 自動貸付担保国債等は、このサービスにつき、10件（一の取得の申込みに係る国債等又は一の振替による受入れに係る国債等を1件の国債等とします。）を限度とし、自動貸付け専用加入通帳は、このサービスにつき、一に限りです。</u></p> <p><u>(3) 既に国債等担保自動貸付けの取扱いを受けている者が、自動貸付け専用加入通帳による国債等の取得の申込み又は第1項②の場合における国債等担保自動貸付けの請求をするときは、当該自動貸付け専用加入通帳を国債等取扱店に提出してください。</u></p> <p><u>(4) 自動貸付け専用加入通帳に係る国債等振替口座に受け入れた国債等については、自動貸付担保国債等として取り扱います。</u></p>	
<p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）又は自動貸付担保国債等を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等（<u>その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。以下同じとします。</u>）の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3)（略）</p>	<p>8 自動貸付け</p> <p>(1) 通常貯金について、その現在高を超える金額の払戻しの請求があったときは、払戻しの請求金額のうち現在高を超える額に相当する金額を自動貸付担保貯金（第14条第4項に基づき自動貸付けの取扱いが停止されているものを除きます。以下この条及び第11条において同じとします。）又は自動貸付担保国債等を担保として貸し付け、当該貸付金は、自動的にその金額をもって通常貯金に預入します。ただし、当該自動貸付担保貯金が定額貯金等共通規定第2条（預入することができる証券等）第1項の証券等の預入に係るものであるときは、当該預入の日から起算して4日（日曜日等がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過するまでの間は、この限りではありません。</p> <p>(2)～(3)（同左）</p>
<p>11 自動貸付けに係る貸付金の担保</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 一の自動貸付け専用加入通帳について2件以上の自動貸付担保国債等があるときは、次に掲げる国債等の種類の順序に従って貸付けの担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。なお、同一の国債等の種類に属する国債等があるときは、最初の貸付けの日から当該国債等の償還期日までの期間が最も長いものから順次、当該期間が同一の場合は個別番号の大きいものから順次当該国債等を担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。</p> <p>①～⑥（略）</p> <p>(4)（略）</p>	<p>11 自動貸付けに係る貸付金の担保</p> <p>(1)～(2)（同左）</p> <p>(3) 一の自動貸付け専用加入通帳（<u>国債等担保自動貸付けの利用申込みの際に交付するものをいいます。以下同じとします。</u>）について2件以上の自動貸付担保国債等があるときは、次に掲げる国債等の種類の順序に従って貸付けの担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。なお、同一の国債等の種類に属する国債等があるときは、最初の貸付けの日から当該国債等の償還期日までの期間が最も長いものから順次、当該期間が同一の場合は個別番号の大きいものから順次当該国債等を担保として貸付けをし又は当該国債等を担保とする貸付金を増額するものとします。</p> <p>①～⑥（同左）</p> <p>(4)（同左）</p>
<p>14 自動貸付けの取扱いの廃止等</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 自動貸付担保国債等について、国債等担保自動貸付けの取扱いを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳及び自動貸付け専用加入通帳を添えて国債等取扱店に届け出てください。ただし、現に貸付けの担保とされている又は仮差押え若しくは差押えを受けている自動貸付担保国債等については、廃止の届出をすることはできません。</p> <p>(6) 前項の廃止の届出があったときは、加入通帳に当該届出のあった国債等を記入のうえ、当行所定の方法によりこれを交付します。</p> <p>(7)～(8)（略）</p>	<p>14 自動貸付けの取扱いの廃止等</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 自動貸付担保国債等について、国債等担保自動貸付けの取扱いを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳及び自動貸付け専用加入通帳を添えて<u>国債等規定第2条（取扱店の範囲）に定める国債等取扱店（以下「国債等取扱店」といいます。）</u>に届け出てください。ただし、現に貸付けの担保とされている又は仮差押え若しくは差押えを受けている自動貸付担保国債等については、廃止の届出をすることはできません。</p> <p>(6) 前項の廃止の届出があったときは、加入通帳（<u>国債等振替口座規定第4条（国債等振替口座に記録されている事項の証明）の加入通帳をいいます。以下同じとします。</u>）に当該届出のあった国債等を記入のうえ、当行所定の方法によりこれを交付します。</p> <p>(7)～(8)（同左）</p>
<p>21 オートスウィング基準額の変更</p> <p>(1)（略）</p>	<p>21 オートスウィング基準額の変更</p> <p>(1)（同左）</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>(2) オートスウィング基準額は、<u>貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な金額の範囲内で変更することができます。</p>	<p>(2) オートスウィング基準額は、<u>通常貯金及び通常貯蓄貯金</u>の総額が預入限度額以内となるために必要な金額の範囲内で変更することができます。</p>
<p>22 総合サービスの廃止</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届けてください。この場合、振替貯金について解約の請求があったものとして取り扱います。</p> <p>(2) 通常貯金について、<u>全部払戻しの請求があったとき、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき又は当行所定の取扱いがあったときは、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>22 総合サービスの廃止</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳を添えて本支店等に届けてください。この場合、振替貯金に係る解約の請求<u>及びオートスウィングに係る廃止の届出</u>があったものとして取り扱います。</p> <p>(2) 通常貯金又は振替貯金について、<u>次に掲げる場合には、前項の廃止の届出（このサービスに係る廃止の届出をいいます。）があったものとして取り扱うことができるものとします。</u></p> <p>① <u>全部払戻しの請求があったとき</u></p> <p>② <u>通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により全部払戻し又は解約とされたとき</u></p> <p>③ <u>当行所定の取扱いがあったとき</u></p> <p>(3) <u>通常貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取扱いが停止されたときは、当該停止されている期間中、オートスウィングについても停止するものとします。</u></p>
<p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」及び「国債等振替口座規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>25 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「<u>振替貯金口座規定</u>」、「定額貯金規定」、「定期貯金規定」及び「国債等振替口座規定」の各規定が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項②から④まで、同条第3項、第4条、第5条、第6条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項から第4項まで、第7条から第17条まで及び第20条は適用されません。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>26 通常貯蓄貯金への適用</p> <p>(1) この規定は、第1条第1項①の通常貯金に代えて通常貯蓄貯金を利用する場合にも適用されます。この場合、第1条第1項②から④まで、同条第3項、第5条、第6条、第7条第1項（通常貯金の払戻しに関する部分を除きます。）、同条第2項から第4項まで、第8条から第17条まで及び第20条は適用されません。</p> <p>(2) <u>通常貯蓄貯金の利用に当たっては、第4条第1項中「通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）」と、第22条第2項及び第3項中「通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」とあるのは「通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで」と読み替えるものとします。</u></p>
<p>27 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>27 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則 (実施期日) <u>1</u> この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2</u> この改正規定の実施の際、現に第1条第1項③の国債等を自動貸付担保国債等としている場合は、<u>2020年3月31日</u>までは、<u>なお第8条に定める当該自動貸付担保国債等を担保とした貸付けを受けることができるものとします。また、自動貸付け専用加入通帳による国債等の取得の申込みはでき</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年4月1日改定）

改定前	改定後
	<u>ないものとします。</u>

■無通帳型総合口座特約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総合口座取引規定の定めにかかわらず、この口座については、本支店等において総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項に規定する自動貸付担保貯金の預入（総合口座取引規定第4条（自動貸付担保貯金の預入等）第6項に規定する自動貸付担保貯金の預入を除きます。）及び払戻し並びに同項に規定する貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止はご利用いただけません。</p>	<p>4 預入、払戻し等の取扱い</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 総合口座取引規定の定めにかかわらず、この口座については、本支店等において総合口座取引規定第1条（総合サービス）第3項に規定する自動貸付担保貯金の預入（総合口座取引規定第5条（自動貸付担保貯金の預入等）第6項に規定する自動貸付担保貯金の預入を除きます。）及び払戻し並びに同項に規定する貯金担保自動貸付けの取扱いの廃止はご利用いただけません。</p>
<p>5 特約の改定等</p> <p>(1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等に掲示する方法又は</u>当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>5 特約の改定等</p> <p>(1) この特約の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>平成29年1月4日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>

■スウィング規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>1 スウィングの取扱い</p> <p>(1) スウィング（以下「このサービス」といいます。）は、あらかじめ指定された通常貯金、通常貯蓄貯金<u>又は振替貯金（総合口座取引規定の適用のあるものに限ります。以下同じとします。）</u>の間で、あらかじめ預金者が指定する日に<u>又は貯金の残高若しくは貯金の状況に応じて</u>、所定の金額又は所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いです。</p> <p>(2) このサービスにおける通常貯金及び通常貯蓄貯金の預金者名義<u>並びに振替貯金の加入者名義</u>は同一に限ります。</p>	<p>1 スウィングの取扱い</p> <p>(1) スウィング（以下「このサービス」といいます。）は、あらかじめ指定された通常貯金<u>及び</u>通常貯蓄貯金の間で、あらかじめ預金者が指定する日に、所定の金額又は所定の方法により算出された金額を振り替える取扱いです。</p> <p>(2) このサービスにおける通常貯金及び通常貯蓄貯金の預金者名義は同一に限ります。</p>
<p><u>2 利用の申込み</u></p> <p>(1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、<u>当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、通帳を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に提出してください。</u></p> <p>(2) <u>通常貯金又は通常貯蓄貯金及び振替貯金の間このサービス（第5条、第7条及び第8条第1項において「オートスウィング」といいます。）の利用の申込みは、総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項の加入の申込みの際に申し込まれたものとして取り扱います。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p><u>3 順スウィング</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 順スウィングを行うことにより、通常貯金の現在高が預金者の指定する金額（10万円以上の金額とし、1万円未満の端数を付けることはできません。第4項及び第7条において「振替基準残高」といいます。）に満たなくなるとき又は通常貯蓄貯金の現在高に振替を行うべき金額を加えてもなおその合計額が10万円に満たないときはこの取扱いはいたしません。</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p><u>2 順スウィング</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 順スウィングを行うことにより、通常貯金の現在高が預金者の指定する金額（10万円以上の金額とし、1万円未満の端数を付けることはできません。第4項及び第5条において「振替基準残高」といいます。）に満たなくなるとき又は通常貯蓄貯金の現在高に振替を行うべき金額を加えてもなおその合計額が10万円に満たないときはこの取扱いはいたしません。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p>
<p><u>4 逆スウィング</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>3 逆スウィング</u></p> <p>(同左)</p>
<p><u>5 オートスウィング</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>(1) オートスウィングは、次の場合に通常貯金又は通常貯蓄貯金及び振替貯金の間で振替を行います。</p> <p>① 通常貯金又は通常貯蓄貯金から振替貯金への振替</p> <p>A 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高がオートスウィング基準額（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第5項により預金者があらかじめ指定した金額をいいます。この条において同じとします。）を超えた場合（総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係る預入並びにこの項②B及び次項④に基づく取扱いによってオートスウィング基準額を超えたときを除きます。）</p> <p>B 振替貯金の現在高が電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額（預金者において電信振替、振込又は払出しの料金を負担する場合には、当該料金の額を含みます。）に満たない場合</p> <p>② 振替貯金から通常貯金又は通常貯蓄貯金への振替</p> <p>A 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高がオートスウィング基準額を下回った場合（この項①B及び次項②に基づく取扱いによって下回った場合を除きます。）</p> <p>B 通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高（通常貯金規定第2条（預入することができる証券等）又は通常貯蓄貯金規定第2条（預入することができる証券等）の証券等（その表示する金額による決済又は払渡しが確実なものとして当行が定めるものを除きます。）による預入に係る通常貯金又は通常貯蓄貯金（当該預入の日から起算して4日（日曜日若しくは土曜日又は休日（1月2日、同月3日及び12月31日を含みます。）（以下このBにおいて「日曜日等」といいます。）がある場合は、日曜日等の日数を除きます。）を経過しないものに限ります。以下このB及び次項①において「証券等による預入に係る貯金」といいます。）の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額。以下この②C並びに次項④及び⑤において同じとします。）が払戻し（この項①B及び次項②に基づく取扱いに係る払戻しを除きます。）の請求金額に満たない場合</p> <p>C 通常貯金の現在高が払戻しの請求金額に満たない場合</p>	
<p>(2) オートスウィングによる振替の金額は、次のとおりとします。</p> <p>① 前項①Aの場合</p> <p>オートスウィング基準額を超える額（証券等による預入に係る貯金の額がオートスウィング基準額を超えている場合には、証券等による預入に係る貯金以外の貯金の額）に相当する金額</p> <p>② 前項①Bの場合</p> <p>電信振替、振込又は払出しの請求に係る金額と振替貯金の現在高との差額に相当する金額</p> <p>③ 前項②Aの場合</p> <p>オートスウィング基準額と通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たないときは、当該貯金の現在高に相当する金額）</p> <p>④ 前項②Bの場合</p> <p>通常貯金又は通常貯蓄貯金の現在高と払戻しの請求金額との差額に相当する金額（振替貯金の現在高が当該差額に相当する金額に満たない場合で、かつ、総合口座取引規定第8条（自動貸付け）に係る取扱いを行うことが可能な最高額と当該振替貯金の現在高に相当する金額との合計額が、当該差額に相当する金額以上の場合は、当該振替貯金の現在高に相当する金額）</p> <p>⑤ 前項②Cの場合</p> <p>通常貯金の現在高と払戻しの請求金額との差額に相当する金額</p>	
<p>6 払戻し等の特例</p> <p>このサービスにおける通常貯金若しくは通常貯蓄貯金の払戻し又は振替貯金の払出しについては、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、</p>	<p>4 払戻し等の特例</p> <p>このサービスにおける通常貯金又は通常貯蓄貯金の払戻しについては、通帳及び払戻請求書の提出を受けず、当行所定の方法により取り扱います。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
当行所定の方法により取り扱います。	
<p>7 取扱内容の変更</p> <p>このサービス（<u>オートスウィングを除きます。</u>）における指定振替日、振替基準残高又はスウィングの金額を変更しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて本支店等に届け出てください。</p>	<p>5 取扱内容の変更</p> <p>このサービスにおける指定振替日、振替基準残高又はスウィングの金額を変更しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に届け出てください。</p>
<p>8 取扱いの廃止等</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて本支店等に届け出てください。<u>ただし、オートスウィングの廃止は、総合口座取引規定第22条（総合サービスの廃止）第1項の廃止の届出（同条第2項において廃止の届出があったものとして取り扱う場合を含みます。）をもって、廃止の届出がされたものとして取り扱います。</u></p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替貯金について、次に掲げる場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① （略）</p> <p>② 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで、通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により全部払戻し又は解約とされたとき</p> <p>③ （略）</p> <p>(3) このサービスに係る通常貯金、通常貯蓄貯金又は振替貯金について、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで、通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により取扱いが停止されたときは、当該停止されている期間中、このサービスについても停止するものとします。</p>	<p>6 取扱いの廃止等</p> <p>(1) このサービスを廃止しようとするときは、当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、このサービスに係る通帳を添えて本支店等に届け出てください。</p> <p>(2) このサービスに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金について、次に掲げる場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。</p> <p>① （同左）</p> <p>② 通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより全部払戻しとされたとき</p> <p>③ （同左）</p> <p>(3) このサービスに係る通常貯金又は通常貯蓄貯金について、通常貯金規定第14条（全部払戻し等）第4項から第6項まで又は通常貯蓄貯金規定第13条（全部払戻し等）第4項から第6項までにより取扱いが停止されたときは、当該停止されている期間中、このサービスについても停止するものとします。</p>
<p>9 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」、「通常貯蓄貯金規定」、「振替貯金口座規定」及び「総合口座取引規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>7 規定の適用</p> <p>このサービスには、この規定のほか、「通常貯金規定」及び「通常貯蓄貯金規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>10 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) （略）</p>	<p>8 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) （同左）</p>
<u>(新設)</u>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p>

■スウィング規定を廃止する規定

（下線の部分は改定箇所）

改廃前	改廃後
<u>(新設)</u>	<p><u>スウィング規定は、廃止します。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p><u>1 この規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 この規定の実施の際、現にスウィング規定第1条（スウィングの取扱い）</u></p>

貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2019年4月1日改定）

改廃前	改廃後
	第1項に規定するスウィングを利用している場合は、2020年3月31日までは、なお同規定により取り扱うものとします。

■暗証取扱規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>1 暗証取扱い</p> <p>暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。</p> <p>①～②（略）</p> <p>③ 総合口座取引規定の適用のある通常貯金の通帳</p> <p style="padding-left: 20px;">A 貯金の払戻し（総合口座取引規定第6条（貯金の払戻し）第1項の払戻し）</p> <p style="padding-left: 20px;">B～E（略）</p>	<p>1 暗証取扱い</p> <p>暗証取扱い（以下「このサービス」といいます。）は、次の通帳又は貯金証書に係る次の取扱いについて、当行所定の印鑑の照合に加え、当行の本支店若しくは出張所又は郵便局（日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）に設置した端末機（以下「端末機」といいます。）に入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ行う取扱いです。</p> <p>①～②（同左）</p> <p>③（同左）</p> <p style="padding-left: 20px;">A 貯金の払戻し（総合口座取引規定第7条（貯金の払戻し）第1項の払戻し）</p> <p style="padding-left: 20px;">B～E（同左）</p>
<p>9 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>9 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、平成29年9月30日から実施します。</p>	<p>（同左）</p> <p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</p>

■財産形成定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>18 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）及び「財産形成貯金担保貸付規定」が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>18 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」及び「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>19 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)（略）</p>	<p>19 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</p> <p>(2)（同左）</p>
<p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（同左）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p>

■財産形成年金定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>6 年金の支払方法</p> <p>(1) 年金の支払は、次に掲げる方法に応じそれぞれ次に掲げる1回当たり</p>	<p>6 年金の支払方法</p> <p>(1) 年金の支払は、次に掲げる方法に応じそれぞれ次に掲げる1回当たり</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>に払い戻す貯金とします。ただし、最後の年金支払月にあつては、貯金の全部を払い戻します。</p> <p>① 最初に預入した貯金から順次払い戻す方法</p> <p>A 貯金の口数の合計を年金支払回数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）に相当する口数の貯金</p> <p>B 次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に掲げる貯金</p> <p>a <u>預金者が指定する期間（年金支払開始月の初日から起算するものとし、1年未満の端数を付けることができないものとします。）</u> <u>b</u>において「<u>当初年金支払期間</u>」といいます。）</p> <p><u>b</u>に掲げる貯金の口数に預金者が指定する数（2以上の整数に限ります。<u>b</u>において「<u>当初年金支払回数</u>」といいます。）を乗じて得た口数の貯金</p> <p>b <u>当初年金支払期間経過後の期間</u> <u>貯金の口数の合計について、当初年金支払期間の年金支払回数に当初年金支払回数</u>を乗じ、これに<u>当初年金支払期間経過後の期間の年金支払回数</u>を加えて得た数により除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）に相当する口数の貯金</p> <p>② 最後に預入した貯金から順次払い戻す方法</p> <p>① Aに掲げる貯金</p> <p>(2) (略)</p>	<p>に払い戻す貯金とします。ただし、最後の年金支払月にあつては、貯金の全部を払い戻します。</p> <p>① 最初に預入した貯金から順次払い戻す方法</p> <p>貯金の口数の合計を年金支払回数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）に相当する口数の貯金</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② 最後に預入した貯金から順次払い戻す方法</p> <p>①に掲げる貯金</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>7 重度障害等の状態となった場合の年金支払方法の変更</p> <p>(1) 前条第1項①A又は②の方法により年金の支払を受けている場合において、財形法令の規定により、自己又は配偶者が重度障害等の状態となった際に年金の支払方法を変更しようとするときは、現に支払を受けている年金の1回当たりの貯金の口数に加えて支払を受ける貯金の口数その他必要な事項を記入した当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、保管証及び重度障害等の状態となったことを証明する書類を添えて、本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>7 重度障害等の状態となった場合の年金支払方法の変更</p> <p>(1) 前条第1項①又は②の方法により年金の支払を受けている場合において、財形法令の規定により、自己又は配偶者が重度障害等の状態となった際に年金の支払方法を変更しようとするときは、現に支払を受けている年金の1回当たりの貯金の口数に加えて支払を受ける貯金の口数その他必要な事項を記入した当行所定の書類に記名押印（又は署名）をし、保管証及び重度障害等の状態となったことを証明する書類を添えて、本支店等に請求してください。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>20 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）<u>及び「財産形成貯金担保貸付規定」</u>が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>20 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」<u>及び</u>「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>21 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を本支店等の窓口等に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>21 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、平成30年1月4日から実施します。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則 (実施期日) 1 この改正規定は、2019年4月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 この改正規定の実施の際、現に最初に預入した貯金から順次払い戻し、1回当たりに払い戻す貯金を次に掲げる期間の区分に応じそれぞれ次に掲げる貯金とする方法により年金の支払を受けている場合又は当該支払方法</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
	<p>を指定している場合は、なお当該支払方法により年金の支払を受けることができるものとします。</p> <p>① 預金者が指定する期間（年金支払開始月の初日から起算するものとし、1年未満の端数を付けることができないものとします。②において「当初年金支払期間」といいます。）</p> <p>②に掲げる貯金の口数に預金者が指定する数（2以上の整数に限り、②において「当初年金支払回数」といいます。）を乗じて得た口数の貯金</p> <p>② 当初年金支払期間経過後の期間</p> <p>貯金の口数の合計について、当初年金支払期間の年金支払回数に当初年金支払回数を乗じ、これに当初年金支払期間経過後の期間の年金支払回数を加えて得た数により除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）に相当する口数の貯金</p>

■財産形成住宅定額貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>16 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」、「定額貯金規定」（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）<u>及び「財産形成貯金担保貸付規定」</u>が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>	<p>16 規定の適用</p> <p>この貯金には、この規定のほか、「貯金等共通規定」、「定額貯金等共通規定」<u>及び「定額貯金規定」</u>（第11条（休眠預金等活用法に係る異動事由）、第12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）及び第13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）を除きます。）が適用されます。ただし、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。</p>
<p>17 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>17 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年1月4日</u>から実施します。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>

■財産形成貯金担保貸付規定を廃止する規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>財産形成貯金担保貸付規定は、廃止します。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>1 この規定は、2019年4月1日から実施します。</u></p> <p><u>(経過措置)</u> <u>2 この規定の実施の際、現に財産形成貯金担保貸付規定により財産形成貯金担保貸付けを利用している場合は、なお同規定により取り扱うものとします。ただし、同規定第3条（貸付金の貸付け）第1項に規定する財産形成貯金担保貸付けの申込みはできません。</u></p>

■通常貯金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>8 自動貸付けの取扱い</p> <p><u>(1)</u> この貯金の預入又は払戻しにより、総合口座取引規定第8条（自動貸</p>	<p>8 自動貸付けの取扱い</p> <p>この貯金の預入又は払戻しにより、総合口座取引規定第8条（自動貸付</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>付け)の自動貸付けの取扱いを受けることができます。</p> <p><u>(2) 前項の場合における総合口座取引規定の適用については、同規定第7条(国債等担保自動貸付けの利用申込み)第2項中「このサービスにつき」とあるのは、「一の通常貯金につき」と読み替えるものとします。</u></p>	<p>け)の自動貸付けの取扱いを受けることができます。</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>21 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>21 規定の改定</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>当行所定のホームページ</u>に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。<u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u></p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成30年1月1日</u>から実施します。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>

■**ゆうちょダイレクト規定**

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>18 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>総合口座取引規定第7条(国債等担保自動貸付けの利用申込み)第1項①</u>に定める自動貸付け専用加入通帳及び国債等規定第3条(国債等振替口座加入通帳の提出)に定める加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</p>	<p>18 無通帳型総合口座への切替</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>総合口座取引規定第11条(自動貸付けに係る貸付金の担保)第3項</u>に定める自動貸付け専用加入通帳及び国債等規定第3条(国債等振替口座加入通帳の提出)に定める加入通帳は、無通帳型総合口座への切替の成立後においても使用することができます。</p>
<p>31 規定の改定等</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を<u>本支店等の窓口等に掲示する方法又は</u>当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。また、サービスの変更のために、利用を一時停止することがあります。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>31 規定の改定等</p> <p>(1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を当行所定のホームページに掲載する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし、<u>法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u>また、サービスの変更のために、利用を一時停止することがあります。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(略)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2018年10月9日</u>から実施します。</p>	<p>(同左)</p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019年4月1日</u>から実施します。</p>

■**現金払規定**

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>2 現金払の種類</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 総合口座(総合口座取引規定第3条(利用の申込み)第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。第4条第1項において同じとします。)の加入者がする現金払の請求は、電信現金払に限ります。</p> <p>(4) 現金払の請求に当たっては、次の①又は②の払渡方法の中から一の払渡方法を指定できます。ただし、通常現金払の請求については、①の払渡方法によるものとし、電信現金払において<u>①の請求をする場合は</u>、加入者が自ら払渡しを受ける現金払(第5条第1項及び第15条第1項において「本人払出し」といいます。)に限ります。</p> <p>① (略)</p> <p>② 払出金額に相当する現金を<u>加入者が指定する当行の本支店若しくは出張所又は郵便局(日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行</u></p>	<p>2 現金払の種類</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 総合口座(総合口座取引規定第3条(利用の申込み)第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座をいいます。<u>次項及び</u>第4条第1項において同じとします。)の加入者がする現金払の請求は、電信現金払に限ります。</p> <p>(4) 現金払の請求に当たっては、次の①又は②の払渡方法の中から一の払渡方法を指定できます。ただし、通常現金払の請求については、①の払渡方法によるものとし、電信現金払において<u>はいずれの払渡方法を請求する場合であっても</u>、加入者が自ら払渡しを受ける現金払(第5条第1項及び第14条第1項において「本人払出し」といいます。)に限ります。</p> <p>① (同左)</p> <p>② 払出金額に相当する現金を<u>当行所定の当行の本支店若しくは出張所又は郵便局(日本郵便株式会社の委託を受けて当行に係る銀行代理業</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p><u>代理業を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）の窓口において受取人に交付する方法（第7条第3項及び第10条において「窓口払による現金払」といいます。）</u></p>	<p><u>を行う簡易郵便局を含みます。）（以下「本支店等」といいます。）の窓口において加入者に交付する方法。ただし、総合口座以外の振替口座の加入者からの請求においては、加入者払出店（加入者が自己の総合口座以外の振替口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等をいいます。第4条第1項及び第8条第1項において同じとします。）の窓口において、払出金額に相当する現金を加入者に交付します。</u></p>
<p>4 現金払 (1) 現金払の請求は、次により取り扱います。 ① (略) ② 電信現金払を請求しようとするときは、当行所定の払出書に払出金額その他当行所定の事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、加入者払出店（<u>加入者が自己の総合口座以外の振替口座から払出しをするためにあらかじめ指定した一の当行所定の本支店等をいいます。第9条第1項において同じとします。</u>）に提出してください。 ③ 総合口座の加入者が電信現金払を請求しようとするときは、②にかかわらず、当行所定の払出書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。④、第16条及び第17条において同じとします。）を添えて当行所定の本支店等に提出してください。 ④ ③の請求は、必要事項を記載した払出書にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第16条第2項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、払出書への押印（又は署名）に代えて、当行所定の本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。 ⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 現金払 (1) 現金払の請求は、次により取り扱います。 ① (同左) ② 電信現金払を請求しようとするときは、当行所定の払出書に払出金額その他当行所定の事項を正確に記入し、記名押印（又は署名）のうえ、加入者払出店に提出してください。 ③ 総合口座の加入者が電信現金払を請求しようとするときは、②にかかわらず、当行所定の払出書に必要事項を記入し、記名押印（又は署名）のうえ、通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。④、第15条及び第16条において同じとします。）を添えて当行所定の本支店等に提出してください。 ④ ③の請求は、必要事項を記載した払出書にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第15条第2項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、払出書への押印（又は署名）に代えて、当行所定の本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。 ⑤～⑥ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>6 電信現金払の内容の通知 <u>電信現金払の請求を受け付けたときは、当行は、その電信現金払の内容に基づいて、当行所定の方法により差出人の指定する本支店等に請求時にその都度即時に通知します。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>7 払出金の払渡し (1)～(2) (略) <u>(3) 窓口払による現金払の払出金の払渡しを請求しようとするときは、受取人が、当行所定の書類に必要事項を記入し、記名押印又は署名のうえ、加入者が指定した本支店等に提出してください。当行は、当該書類と前条により通知された加入者の氏名、受取人の住所及び氏名並びに払出金額を照合のうえ、払出金を払い渡します。この場合、正当受取人であることを証明するに足る書類を提示してください。</u> (4) (略) <u>(5) 第3項に規定する当行所定の書類に記載された事項及び提示された証明書類と前条により通知された加入者の氏名、受取人の住所及び氏名並びに払出金額を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて払出金を払い渡しましたうへは、当該書類及び証明書類につき偽造、変造その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>	<p>6 払出証書による払出金の払渡し (1)～(2) (同左) <u>(削除)</u> (3) (同左) <u>(削除)</u></p>
<p>8 払渡済否の調査 現金払の請求後に、当行所定の方法により、受取人に払出金が払渡済みであるかどうかを調査し、その結果の通知を受ける取扱い（第15条第2項において「払渡済否の調査」といいます。）を請求することができます。</p>	<p>7 払渡済否の調査 現金払の請求後に、当行所定の方法により、受取人に払出金が払渡済みであるかどうかを調査し、その結果の通知を受ける取扱い（第14条第2項において「払渡済否の調査」といいます。）を請求することができます。</p>
<p>9 現金払の請求の取消し (略)</p>	<p>8 現金払の請求の取消し (同左)</p>
<p>10 払出金の戻入れ 受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができないとき <u>又は窓口払による現金払の請求の日から14日以内に払出金の払渡しの</u></p>	<p>9 払出金の戻入れ 受取人の所在不明その他の事由により払出金を払い渡すことができないときは、払出金を振替口座に戻し入れます。</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<u>請求がないときは</u> 、払出金を振替口座に戻し入れます。	
<u>11</u> 返戻受払 (略)	<u>10</u> 返戻受払 (同左)
<u>12</u> 払出証書の再交付 (略)	<u>11</u> 払出証書の再交付 (同左)
<u>13</u> 払出金に関する権利の譲渡 (略)	<u>12</u> 払出金に関する権利の譲渡 (同左)
<u>14</u> 契約の解除 (略)	<u>13</u> 契約の解除 (同左)
<u>15</u> 料金 (略)	<u>14</u> 料金 (同左)
<u>16</u> 印鑑照合等 (略)	<u>15</u> 印鑑照合等 (同左)
<u>17</u> 盗難通帳による現金払 (略)	<u>16</u> 盗難通帳による現金払 (同左)
<u>18</u> 通知等のための連絡先等 (略)	<u>17</u> 通知等のための連絡先等 (同左)
<u>19</u> 現金払に関する情報の通知 (略)	<u>18</u> 現金払に関する情報の通知 (同左)
<u>20</u> 災害等による免責 (略)	<u>19</u> 災害等による免責 (同左)
<u>21</u> 規定の適用 (略)	<u>20</u> 規定の適用 (同左)
<u>22</u> 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>本支店等の窓口等</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 (2) (略)	<u>21</u> 規定の改定 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、改定内容を <u>当行所定のホームページ</u> に掲示する方法その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 <u>また、法令の定めによりこの規定を変更できる場合には、当該法令に定める手続による変更も可能なものとします。</u> (2) (同左)
(略)	(同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>平成29年1月4日</u> から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、 <u>2019年4月1日</u> から実施します。

■国際送金規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
1 適用範囲 次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。 ① 住所あて送金 <u>② 口座あて送金</u> ③ 口座間送金	1 適用範囲 次に掲げる国際送金取引（以下「国際送金」といいます。）については、この規定により取り扱うものとし、当行が特に必要があると認めて国際送金に準ずる取引を行う場合には、当行が別に定めるところによりこれを取り扱います。 ① 住所あて送金 <u>(削除)</u> <u>② 口座間送金</u>
3 定義 (1) (略) <u>(2) 口座あて送金</u> <u>口座あて送金とは、送金資金を受け入れ、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）に送金資金を入金するものをいいます。</u> <u>(3) 口座間送金</u> 口座間送金とは、振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）の預り金から送金資金を払い	3 定義 (1) (同左) <u>(削除)</u> <u>(2) 口座間送金</u> 口座間送金とは、振替貯金口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。以下「口座」といいます。）の預り金から送金資金を払い

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>出し、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の<u>銀行口座等</u>に送金資金を入金するものをいいます。</p> <p><u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) <u>(7)</u> (略) <u>(8)</u> (略) <u>(9)</u> (略)</p>	<p>出し、国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知し、交換国において受取人の<u>銀行口座又は振替口座（以下「銀行口座等」といいます。）</u>に送金資金を入金するものをいいます。</p> <p><u>(3)</u> (同左) <u>(4)</u> (同左) <u>(5)</u> (同左) <u>(6)</u> (同左) <u>(7)</u> (同左) <u>(8)</u> (同左)</p>
<p>5 国際送金の取扱い</p> <p>(1) 国際送金の請求は、次により行ってください。</p> <p>① 住所あて送金<u>又は口座あて送金</u>を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。）を正確に記入して本支店等に提出してください。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第<u>7</u>条第2項及び第<u>8</u>条第2項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、②にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。④において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>④ ③の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第<u>7</u>条第2項及び第<u>8</u>条第2項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、当該書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。</p> <p>⑤ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第<u>19</u>条第1項及び第<u>20</u>条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を国際送金の内容として取り扱います。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 国際送金の請求に当たっては、送金資金及び当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 住所あて送金<u>及び口座あて送金</u>にあつては、差出人から現金又は当行所定の証券等でいただきます。</p> <p>② (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>5 国際送金の取扱い</p> <p>(1) 国際送金の請求は、次により行ってください。</p> <p>① 住所あて送金を請求しようとするときは、当行所定の書類に送金金額、差出人並びに受取人の住所及び氏名その他必要事項（法令に定める取引時確認に係る確認事項を含みます。）を正確に記入して本支店等に提出してください。</p> <p>② (同左)</p> <p>③ 総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた口座（以下第<u>8</u>条第2項及び第<u>9</u>条第2項において「総合口座」といいます。）により口座間送金の請求をしようとするときは、②にかかわらず、必要事項を記入し、押印（又は署名）した当行所定の書類に通帳（総合口座取引規定の適用のある通常貯金又は通常貯蓄貯金の通帳をいいます。④において同じとします。）を添えて本支店等に提出してください。</p> <p>④ ③の請求は、必要事項を記入した当行所定の書類にカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）又は通帳（第<u>8</u>条第2項及び第<u>9</u>条第2項において「カード等」といいます。）を添えて提出し、当該書類への押印（又は署名）に代えて、本支店等に設置した端末機に暗証を入力してすることができます。</p> <p>⑤ 当行は、前各号の当行所定の書類（次項、第<u>20</u>条第1項及び第<u>21</u>条において「請求書類」といいます。）に記載された事項を国際送金の内容として取り扱います。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 国際送金の請求に当たっては、送金資金及び当行所定の料金を次によりいただきます。</p> <p>① 住所あて送金にあつては、差出人から現金又は当行所定の証券等でいただきます。</p> <p>② (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p>7 反社会的勢力との取引拒絶</p> <p><u>(1) 国際送金は、次の各号の全てを満たす場合に限り、利用することができます。</u></p> <p><u>なお、前条第1項により国際送金が成立した後であっても、次の各号のいずれかを満たさない場合は、当行において国際送金を解除することができるものとします。この場合、当該解除によって生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p> <p><u>① 差出人（代理人を含むほか、差出人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）及び受取人（受取人が法人等の団体の場合には、その役員、構成員等を含みます。②において同じとします。）が次のいずれにも該当しないこと。</u></p> <p><u>A 暴力団</u> <u>B 暴力団員</u> <u>C 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u> <u>D 暴力団準構成員</u> <u>E 暴力団関係企業</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
	<p><u>F 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等</u> <u>G その他AからFまでに準ずる者</u> ② <u>差出人及び受取人が自ら又は第三者を利用して次のいずれの行為も行わないこと。</u> <u>A 暴力的な要求行為</u> <u>B 法的な責任を超えた不当な要求行為</u> <u>C 取引に係り、脅迫的な言動を行う又は暴力を用いる行為</u> <u>D 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当行の信用をき損し又は当行の業務を妨害する行為</u> <u>E その他AからDまでに準ずる行為</u> (2) <u>前項による解除の場合には、当行所定の方法により送金資金及び料金を返却します。この場合、当行所定の証明資料の提示等を求めることがあります。</u> (3) <u>前項による返却に当たり生じた損害については、当行等は責任を負いません。</u></p>
<u>7</u> 調査請求 (略)	<u>8</u> 調査請求 (同左)
<u>8</u> 国際送金の請求の取消し (1)～(2) (略) (3) 国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、住所あて送金及び口座あて送金にあつては払戻しのための為替証書等を差出人に送付し、口座間送金にあつては送金資金を差出人の口座に戻し入れます。この場合の払戻金額及び戻入金額は、国際送金の請求の際に受け入れ又は払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。 (4)～(6) (略)	<u>9</u> 国際送金の請求の取消し (1)～(2) (同左) (3) 国際送金に必要な事項を関係銀行等に通知していないとき又は関係銀行等から取消しの承認があったときは、住所あて送金にあつては払戻しのための為替証書等を差出人に送付し、口座間送金にあつては送金資金を差出人の口座に戻し入れます。この場合の払戻金額及び戻入金額は、国際送金の請求の際に受け入れ又は払い出した送金金額とします。ただし、関係銀行等により仲介手数料等が控除される場合があります。 (4)～(6) (同左)
<u>9</u> 国際送金の払戻し (略)	<u>10</u> 国際送金の払戻し (同左)
<u>10</u> 国際郵便為替証書等の再交付 (略)	<u>11</u> 国際郵便為替証書等の再交付 (同左)
<u>11</u> 事故の訂正 (略)	<u>12</u> 事故の訂正 (同左)
<u>12</u> 契約の終了 (1) (略) (2) 前項による契約が終了した後、払戻しのための為替証書等が送付される場合は、第 <u>9</u> 条により送金資金の払戻しの請求をしてください。払戻しのための為替証書等が発行されない場合の送金資金の返還の請求は、差出人が必要事項を記入し、記名押印（又は署名）をした当行所定の書類に、国際郵便為替証書等があるときはこれを添えて本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。この場合、当行は、関係銀行等に照会するなどの調査をし、受取人へ当該国際郵便為替証書等の送金資金の払渡しが未了であることが確認できたときは、差出人に払戻しのための為替証書等を送付します。 (3) (略)	<u>13</u> 契約の終了 (1) (同左) (2) 前項による契約が終了した後、払戻しのための為替証書等が送付される場合は、第 <u>10</u> 条により送金資金の払戻しの請求をしてください。払戻しのための為替証書等が発行されない場合の送金資金の返還の請求は、差出人が必要事項を記入し、記名押印（又は署名）をした当行所定の書類に、国際郵便為替証書等があるときはこれを添えて本支店等に提出し、かつ、差出人控書類を提示してください。この場合、当行は、関係銀行等に照会するなどの調査をし、受取人へ当該国際郵便為替証書等の送金資金の払渡しが未了であることが確認できたときは、差出人に払戻しのための為替証書等を送付します。 (3) (同左)
<u>13</u> 料金等 (1) 国際送金の請求については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① 住所あて送金及び口座あて送金の料金並びに住所あて送金、口座あて送金及び口座間送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。 ② (略) (2) (略)	<u>14</u> 料金等 (1) 国際送金の請求については、当行所定の料金を次によりいただきます。 ① 住所あて送金の料金並びに住所あて送金及び口座間送金に係る調査請求、請求の取消し及び事故の訂正の料金は、現金でいただきます。 ② (同左) (2) (同左)
<u>14</u> 換算割合 (略)	<u>15</u> 換算割合 (同左)
<u>15</u> 受取人に対する支払通貨	<u>16</u> 受取人に対する支払通貨

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
(略)	(同左)
<u>16</u> 譲渡、質入れの禁止 (略)	<u>17</u> 譲渡、質入れの禁止 (同左)
<u>17</u> 災害等による免責 (略)	<u>18</u> 災害等による免責 (同左)
<u>18</u> 関係銀行等が郵政庁等である場合の当行の責任 (略)	<u>19</u> 関係銀行等が郵政庁等である場合の当行の責任 (同左)
<u>19</u> 通知等のための連絡先等 (略)	<u>20</u> 通知等のための連絡先等 (同左)
<u>20</u> 国際送金に関する情報の通知 (略)	<u>21</u> 国際送金に関する情報の通知 (同左)
<u>21</u> 規定の適用 (略)	<u>22</u> 規定の適用 (同左)
<u>22</u> 法令、規則等の遵守 (略)	<u>23</u> 法令、規則等の遵守 (同左)
<u>23</u> 規定の改定 (略)	<u>24</u> 規定の改定 (同左)
<p><u>附 則</u> <u>(実施期日)</u> <u>この改正規定は、平成 20 年 7 月 28 日から実施し、同年 7 月 1 日以降の補てんの請求について適用します。</u></p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>平成 30 年 1 月 4 日</u>から実施します。</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>附 則 (実施期日) この改正規定は、<u>2019 年 4 月 1 日</u>から実施します。</p>

■国際送金規定 (Terms and Conditions of International Payment Services)

(下線の部分は改定箇所)

改定前	改定後
<p>Article 1. Scope of Terms and Conditions</p> <p>The Terms and Conditions shall apply to the following international payment services.</p> <p>Other conditions designated by Japan Post Bank shall apply to transactions similar to any of the below listed when Japan Post Bank recognizes a special necessity.</p> <p>(i) Payment to Address <u>(ii) Payment to Account</u> <u>(iii) Account Transfer</u></p>	<p>Article 1. Scope of Terms and Conditions</p> <p>The Terms and Conditions shall apply to the following international payment services.</p> <p>Other conditions designated by Japan Post Bank shall apply to transactions similar to any of the below listed when Japan Post Bank recognizes a special necessity.</p> <p>(i) Payment to Address <u>(削除)</u> <u>(ii) Account Transfer</u></p>
<p>Article 3. Definitions</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) Payment to Account</u> <u>The term “payment to account” means a remittance in which Japan Post Bank accepts a payment amount from a remitter, notifies the partner institution etc. in the exchange country of the necessary information on the application, after which the amount is credited to the payee’s bank account or postal giro account (hereinafter referred to as “bank account etc.”) in the exchange country.</u></p> <p><u>(3) Account Transfer</u> The term “account transfer” means a remittance in which Japan Post Bank debits a payment amount from a remitter’s transfer savings account (transfer account stipulated in the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts, and hereinafter referred to as “account”), notifies the partner institution etc. in the exchange country of the necessary information on the application, after which the amount is credited to the payee’s <u>bank account etc.</u> in the exchange country.</p>	<p>Article 3. Definitions</p> <p>(1) (同左)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) Account Transfer</u> The term “account transfer” means a remittance in which Japan Post Bank debits a payment amount from a remitter’s transfer savings account (transfer account stipulated in the Terms and Conditions of Transfer Savings Accounts, and hereinafter referred to as “account”), notifies the partner institution etc. in the exchange country of the necessary information on the application, after which the amount is credited to the payee’s <u>bank account or postal giro account (hereinafter referred to as “bank account</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p>	<p><u>etc.</u>”) in the exchange country.</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) (同左)</p>
<p>Article 5. Handling of International Payment Services</p> <p>(1) Requests for international payment services shall be made as follows:</p> <p>(i) When requesting a payment to address <u>or a payment to account</u>, the remitter is required to correctly fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the payment amount, the remitter’s name and address and those of the payee and other necessary information (including detailed information concerning “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations), and submit it to a branch office.</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) When requesting an account transfer, utilizing an account applied in accordance with Paragraph 3 of Article 3 (Application) of the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions (to be referred to as the “Integrated Account” in Paragraph 2 of Article <u>7</u> and Paragraph 2 of Article <u>8</u>), notwithstanding the provisions of (ii) above, the remitter is required to fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information; affix the remitter’s name and seal impression (or signature) to it, and submit it to a branch office together with the passbook (ordinary deposit passbook or ordinary savings deposit passbook to which the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions apply, also described as “passbook” in the following subsection (iv)).</p> <p>(iv) In (iii) above, the remitter can submit a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information together with the remitter’s card (to which the Terms and Conditions of Cash Cards apply) or passbook (to be referred to as “Cards, etc.” in Paragraph 2 of Article <u>7</u> and Paragraph 2 of Article <u>8</u>), and key in the PIN at a branch office terminal instead of affixing the seal impression (or signature) to it.</p> <p>(v) Japan Post Bank shall regard the details on the form mentioned in each (i) to (iv) above (stipulated “application form” in Article 5 (2), Article <u>19</u> (1) and Article <u>20</u>) as the content of the request.</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) When requesting use of the international payment service, the remitter is required to pay the payment amount as well as the charge prescribed by Japan Post Bank as follows:</p> <p>(i) Payment amount of a payment to address <u>or to account</u> shall be paid by the remitter in cash or by financial instruments prescribed by Japan Post Bank.</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>Article 5. Handling of International Payment Services</p> <p>(1) Requests for international payment services shall be made as follows:</p> <p>(i) When requesting a payment to address, the remitter is required to correctly fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the payment amount, the remitter’s name and address and those of the payee and other necessary information (including detailed information concerning “verification at the time of transaction” stipulated by laws and regulations), and submit it to a branch office.</p> <p>(ii) (同左)</p> <p>(iii) When requesting an account transfer, utilizing an account applied in accordance with Paragraph 3 of Article 3 (Application) of the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions (to be referred to as the “Integrated Account” in Paragraph 2 of Article <u>8</u> and Paragraph 2 of Article <u>9</u>), notwithstanding the provisions of (ii) above, the remitter is required to fill in a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information; affix the remitter’s name and seal impression (or signature) to it, and submit it to a branch office together with the passbook (ordinary deposit passbook or ordinary savings deposit passbook to which the Terms and Conditions of the Integrated Account Transactions apply, also described as “passbook” in the following subsection (iv)).</p> <p>(iv) In (iii) above, the remitter can submit a form prescribed by Japan Post Bank with the necessary information together with the remitter’s card (to which the Terms and Conditions of Cash Cards apply) or passbook (to be referred to as “Cards, etc.” in Paragraph 2 of Article <u>8</u> and Paragraph 2 of Article <u>9</u>), and key in the PIN at a branch office terminal instead of affixing the seal impression (or signature) to it.</p> <p>(v) Japan Post Bank shall regard the details on the form mentioned in each (i) to (iv) above (stipulated “application form” in Article 5 (2), Article <u>20</u> (1) and Article <u>21</u>) as the content of the request.</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) When requesting use of the international payment service, the remitter is required to pay the payment amount as well as the charge prescribed by Japan Post Bank as follows:</p> <p>(i) Payment amount of a payment to address shall be paid by the remitter in cash or by financial instruments prescribed by Japan Post Bank.</p> <p>(ii) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p>
<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) In case of international money orders issued to certain</p>	<p>Article 6. Acceptance and Cancellation of International Payment Transactions</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) In case of international money orders issued to certain</p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
countries, the orders will be <u>handed</u> to the remitters upon acceptance of the request. (3)～(5) (略)	countries, the orders will be <u>provided</u> to the remitters upon acceptance of the request. (3)～(5) (同左)
<u>(新設)</u>	<p><u>Article 7. Exclusion of Anti Social Forces</u></p> <p><u>(1) International payment services are available if all of following apply.</u></p> <p><u>Even after accepting the request pursuant to Paragraph (1) of the preceding Article, Japan Post Bank may at its own discretion cancel the transaction, if any of the following do not apply (Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from such cancellation):</u></p> <p><u>(i) The remitter (including, a proxy and if the remitter is an organization such as a corporation, its officers or members, also described as “remitter” in the following subsection(ii)) and the payee (including if the payee is an organization such as a corporation, its officers or members, also described as “payee” in the following subsection(ii)) do not apply any of following:</u></p> <p><u>① an organized crime group (including, but not limited to “Boryokudan” [designated by National Police Agency of Japan]);</u></p> <p><u>② a member of an organized crime group;</u></p> <p><u>③ a person who used to be a member of an organized crime group in the past five years;</u></p> <p><u>④ a quasi-member of an organized crime group;</u></p> <p><u>⑤ a related company or association of an organized crime group;</u></p> <p><u>⑥ a corporate racketeer; or</u></p> <p><u>⑦ other equivalent person of any category above.</u></p> <p><u>(ii) The remitter and the payee will not conduct any of the following actions by themselves or through the use of third parties :</u></p> <p><u>① a demand with violence;</u></p> <p><u>② an unreasonable demand beyond its legal entitlement;</u></p> <p><u>③ use of intimidating words or actions in relation to transactions;</u></p> <p><u>④ an action to defame the reputation or interfere with the business of Japan Post Bank by spreading rumor, using fraudulent means or resorting to force; or</u></p> <p><u>⑤ other equivalent actions of above.</u></p> <p><u>(2) In the case of cancellation by Japan Post Bank pursuant to the preceding paragraph, the payment amount and charge paid shall be returned to the remitter in accordance with the procedures prescribed by Japan Post Bank. In this case, the presentation of identification as prescribed by Japan Post Bank or other procedures prescribed by Japan Post Bank may be required.</u></p> <p><u>(3) With respect to refunds pursuant to the preceding paragraph, Japan Post Bank etc. shall not be held responsible for any losses or damages resulting from this refund.</u></p>
Article <u>7</u> . Inquiry (略)	Article <u>8</u> . Inquiry (同左)
Article <u>8</u> . Request for Cancellation of International Payment Transactions (1)～(2) (略) (3) When the necessary information required to send an international	Article <u>9</u> . Request for Cancellation of International Payment Transactions (1)～(2) (同左) (3) When the necessary information required to send an international

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
<p>payment transaction has not been conveyed to the partner institution etc. in the exchange country, or the partner institution etc. has approved the cancellation, Japan Post Bank shall provide remitters with a refund money order etc. for payment to address <u>or payment to account</u>, or credit the payment amount to the account for account transfer. The said amount to be refunded shall be that received or debited for the international payment. However, intermediary charges and or other charges may be deducted by the partner institution etc.</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>payment transaction has not been conveyed to the partner institution etc. in the exchange country, or the partner institution etc. has approved the cancellation, Japan Post Bank shall provide remitters with a refund money order etc. for payment to address, or credit the payment amount to the account for account transfer. The said amount to be refunded shall be that received or debited for the international payment. However, intermediary charges and or other charges may be deducted by the partner institution etc.</p> <p>(4)～(6) (同左)</p>
Article 9. Refund of International Payment Transactions (略)	Article 10. Refund of International Payment Transactions (同左)
Article 10. Reissue of International Postal Money Order etc. (略)	Article 11. Reissue of International Postal Money Order etc. (同左)
Article 11. Rectification of Irregularities (略)	Article 12. Rectification of Irregularities (同左)
<p>Article 12. Termination of a Contract</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) When a refund money order etc. is provided after the contract pursuant to the preceding paragraph is terminated, the remitter is required to request a refund of the payment amount under Article 9. When a refund money order etc. is not provided, to request a refund of the payment amount, the remitter is required to fill in a form prescribed by Japan Post Bank, affix the remitter's seal (or signature) and submit it to a branch office together with the international postal money order etc., if the remitter has this money order etc. The remitter is also required to present the counterfoil. Japan Post Bank shall then conduct an appropriate investigation of the payment by checking with its partner institution etc., and when having confirmed that the payment amount of the said international postal money order etc. has not been paid to the payee, Japan Post Bank shall provide the remitter with a refund money order etc.</p> <p>(3) (略)</p>	<p>Article 13. Termination of a Contract</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) When a refund money order etc. is provided after the contract pursuant to the preceding paragraph is terminated, the remitter is required to request a refund of the payment amount under Article 10. When a refund money order etc. is not provided, to request a refund of the payment amount, the remitter is required to fill in a form prescribed by Japan Post Bank, affix the remitter's seal (or signature) and submit it to a branch office together with the international postal money order etc., if the remitter has this money order etc. The remitter is also required to present the counterfoil. Japan Post Bank shall then conduct an appropriate investigation of the payment by checking with its partner institution etc., and when having confirmed that the payment amount of the said international postal money order etc. has not been paid to the payee, Japan Post Bank shall provide the remitter with a refund money order etc.</p> <p>(3) (同左)</p>
<p>Article 13. Charges</p> <p>(1) The remitter is required to pay the charge for international payment services prescribed by Japan Post Bank as follows:</p> <p>(i) For a payment to address <u>or account</u>, as well as for inquiry, cancellation or rectification of irregularities in connection with the remittances described above and an account transfer, the charge shall be paid in cash.</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>Article 14. Charges</p> <p>(1) The remitter is required to pay the charge for international payment services prescribed by Japan Post Bank as follows:</p> <p>(i) For a payment to address, as well as for inquiry, cancellation or rectification of irregularities in connection with the remittance described above and an account transfer, the charge shall be paid in cash.</p> <p>(ii) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
Article 14. Conversion Rate (略)	Article 15. Conversion Rate (同左)
Article 15. Currency of Payment to the Payee (略)	Article 16. Currency of Payment to the Payee (同左)
Article 16. Prohibition of Transfer or Pledge (略)	Article 17. Prohibition of Transfer or Pledge (同左)
Article 17. Force Majeure (略)	Article 18. Force Majeure (同左)
Article 18. Responsibility of Japan Post Bank if the Partner institution etc. is a Postal Administration etc. (略)	Article 19. Responsibility of Japan Post Bank if the Partner institution etc. is a Postal Administration etc. (同左)
Article 19. Contact for Notices etc.	Article 20. Contact for Notices etc.

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表
（2019年4月1日改定）**

改定前	改定後
(略)	(同左)
Article <u>20</u> . Notification of Information on International Payment (略)	Article <u>21</u> . Notification of Information on International Payment (同左)
Article <u>21</u> . Application of Other Terms and Conditions (略)	Article <u>22</u> . Application of Other Terms and Conditions (同左)
Article <u>22</u> . Compliance with Laws and Regulations (略)	Article <u>23</u> . Compliance with Laws and Regulations (同左)
Article <u>23</u> . Amendments to the Terms and Conditions (略)	Article <u>24</u> . Amendments to the Terms and Conditions (同左)
<u>Supplementary provision. Entry into force</u> <u>This amendment of terms and conditions shall come into force on 28 July 2008 and apply to the compensation demand on and after 1 July 2008.</u> Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on <u>4 January 2018</u> .	<u>(削除)</u> Supplementary provision. Entry into force This amendment of terms and conditions shall come into force on <u>1 April 2019</u> .

以 上